

### ③ 緊急事態宣言」の期間延長に伴う本学の対応について

(2020/5/4 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年5月4日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英  
危機管理対策本部

国際武道大学は、本日（5月4日）の「緊急事態宣言」期間延長の発表を受け、これまでの取り組みを継続します。千葉県は他の12都道府県とともに、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要のある「特定警戒都道府県」に指定されています。

これからも、3つの密が重なる場を避けるなど、「人に感染させない、自分が感染しないための行動」を、自分や家族そして大切な人を守るために徹底してください。

「今、自分にできることは何か、すべきことは何か」学生・教職員一丸となってこれらの課題に向き合い、一人ひとりが地域社会を構成する一員としての役割を果たしてください。

みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 学内への学外者の立ち入りを禁止します。
- ② 原則として学生の大学建物への立ち入りを禁止します。
- ③ オンライン授業を継続します。
- ④ 学友会活動の休止を継続します。
- ⑤ 不要不急の外出は控えてください。自宅、アパート等に留まってください。
- ⑥ 昼夜を問わず「三つの密」に該当するところへ行くことはやめてください。
- ⑦ 買い物やジョギング等も、一人で行動してください。（友人アパート等への訪問も禁じます）
- ⑧ 千葉県は「特定警戒都道府県」の対象地域となっています。今は「帰省」を控えてください。また、帰省先から勝浦への移動も控えてください。

#### 【業務時間の短縮について】

引き続き、2020年5月29日(金)まで、平日の業務時間を午前10時から午後3時までに短縮いたします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。